

豊中市被保護者等自立・就労支援事業の実施に関する要綱

（目 的）

第1条 この要綱は、生活保護法（昭和25年5月4日法律第144号）の規定に基づき適用される「被保護者就労支援事業の実施について」（平成27年3月31日社援保発0331第20号厚生労働省社会・援護課長通知）及び「就労可能な被保護者の自立・就労支援の基本方針（平成25年5月16日社援発0516第18号厚生労働省社会・援護局長通知）」により実施する「豊中市被保護者等自立・就労支援事業」（以下「本事業」という。）について必要な事項を定めることを目的とする。

（支援対象者）

第2条 支援対象者は次の者とする。

- （1） 就労可能な被保護者
- （2） 就労により自立が見込まれる被保護者
- （3） その他福祉事務所長が必要と認めた者

（職員の配置）

第3条 本事業の実施にあたっては、就労支援を専任で行う職員（以下「就労支援員」という。）を配置する。

（支援対象者の選定方法）

第4条 地区担当員は、稼働年齢層病状把握一覧等から、第2条に規定される者を抽出し、「自立・就労支援候補者検討票（様式第1号）」により、支援対象者を選定する。

2 就労支援員は、（様式第1号）に基づいて「自立・就労支援候補者名簿（様式第2号）」を整備する。

3 （様式第2号）に登載された者について、福祉事務所長は、「自立・就労支援候補者検討会」を開催し、支援対象者（以下「対象者」という。）及び支援方針を決定する。ただし、緊急性がある場合はこの限りではない。

（支援の開始）

第5条 対象者が、「自立・就労支援事業参加申込書（様式第3号）」を福祉事務所長に提出することで、支援を開始する。

（支援の方法）

第6条 就労支援員は、対象者と面接し、次の各号の事業を活用した支援内容を決定する。

- （1） くらし支援課による就労準備支援事業（特定被保護者）
- （2） 福祉事務所による被保護者就労支援事業
- （3） 公共職業安定所（以下「ハローワーク」という。）による生活保護受給者等就労自立促進事業

2 就労支援員は、前項で決定した支援内容について、「自立・就労支援計画書（様式第4号）」を作成し、対象者に交付する。

3 地区担当員は、第1項の面接においては必ず同席することとし、その他の面接は、必要に応じて同席する。

4 第1項第2号及び第3号による支援を行うときは、「就労支援報告書（様式第5号）」を作成し、福祉事務所に報告する。

（くらし支援課への依頼）

第7条 前条第1項第1号による支援を行うときは、「就労準備支援依頼書（様式第6号）」を作成し、（様式第4号）の写しとともに市民協働部くらし支援課長に提出することで、支援を依頼する。

（ハローワークによる支援）

第8条 第6条第1項第3号による支援を行うときは、「生活保護受給者等就労自立促進事業の支援要請について（生活保護受給者等就労自立促進事業実施要領別添4-1）」を作成し、池田公共職業安定所に提出する。

（支援の期間）

第9条 本事業の支援期間は、支援開始日から起算し原則6箇月とする。

2 前項の期間を経過後も、さらに支援する必要があると認められる場合は、次の各号により支援期間を延長することができる。

(1) 第6条第1項第1号の支援において、福祉事務所に必要であると判断するとき。

(2) 第6条第1項第2号及び第3号の支援において、福祉事務所に必要であると判断するときは、3箇月延長することができる。第2号の支援においては、さらに支援を継続することが効果的と判断するときは、再度3箇月延長することができる。

（支援の終了）

第10条 第6条第1項第2号及び第3号による支援において、対象者が就労したときは、前条の期間に関わらず支援を終了とし、就労支援員は、「採用決定報告書（様式第7号）」により福祉事務所に報告する。

2 前項による終了を除き、支援を終了するときは、就労支援判定会議を行い、「就労支援判定会議録（様式第8号）」を作成して支援を終了する。

（要保護者への支援）

第11条 要保護者に支援を行うときは、第6条第1項第3号の方法とする。

2 前項の支援は、就職支援「とよなか」（ハローワークコーナー）で行うこととし、要保護者は（様式第3号）を福祉事務所に提出する。

3 就労支援員は、「就職支援「とよなか」予約外利用者用個人票A（様式第9号）」を作成し、ハローワークに提出する。

第 12 条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 25 年 9 月 1 日から施行する。

本要綱の施行により、「豊中市生活保護受給者自立支援事業実施要綱（平成 18 年 2 月 20 日施行）および「豊中市就労支援プログラム要綱（平成 19 年 3 月 1 日実施）」、「豊中市生活保護受給者就労支援事業活用プログラム実施要綱（平成 19 年 3 月 1 日実施、平成 21 年 6 月 1 日一部変更）」は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。